



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年8月20日火曜日 第2497号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....（長寿介護課）... 637
 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）... 638
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 638
 保安林の指定.....（森林整備課）... 638
 介護員養成研修事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 639
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）... 639
 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....（南予地方局農村整備課）... 640

公 告

立式ホールボディカウンタの購入.....（原子力安全対策課）... 641

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第945号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年8月20日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社幸福丸	デイサービスはっぴい横丁	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削460番地	平成25年7月1日	通所介護
きくそのケアパーク株式会社	7つの扉	愛媛県宇和島市別当一丁目6番30号	平成25年7月1日	通所介護
有限会社アサノ設備	有限会社アサノ設備	愛媛県八幡浜市保内町須川209番地3	平成25年7月1日	福祉用具貸与
有限会社アサノ設備	有限会社アサノ設備	愛媛県八幡浜市保内町須川209番地3	平成25年7月1日	特定福祉用具販売
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ専門デイサービス歩	愛媛県西予市宇和町伊賀上50番地1	平成25年7月8日	通所介護
株式会社トータルコンディショニングサポートJ's	リハビリデイサービスじんの	愛媛県今治市阿方甲441番地6	平成25年7月10日	通所介護
株式会社訪問看護ステーション笑む	訪問看護ステーション笑む	愛媛県南宇和郡愛南町一本松3375番地3	平成25年7月22日	訪問看護
株式会社フォローアップ	株式会社フォローアップ	愛媛県宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年7月22日	福祉用具貸与
株式会社フォローアップ	株式会社フォローアップ	愛媛県宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年7月22日	特定福祉用具販売
有限会社エンジェルハウス	デイサービス紙ひこうき	愛媛県宇和島市三間町戸雁604番2	平成25年7月25日	通所介護

○愛媛県告示第946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年 8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社介護サービス菜の花	ケアプランセンター菜の花	愛媛県宇和島市保田甲1916番地1	平成25年7月1日	居宅介護支援
きいちごケアプラン合同会社	きいちごケアプラン合同会社	愛媛県宇和島市保手2丁目9番10号	平成25年7月1日	居宅介護支援
有限会社アボトライ	ラポールなんぐん指定居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2463-2城辺グリーンハイツ203号	平成25年7月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社幸福丸	デイサービスはっぴい横丁	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削460番地	平成25年7月1日	介護予防通所介護
きくぞのケアパーク株式会社	7つの扉	愛媛県宇和島市別当一丁目6番30号	平成25年7月1日	介護予防通所介護
有限会社アサノ設備	有限会社アサノ設備	愛媛県八幡浜市保内町須川209番地3	平成25年7月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社アサノ設備	有限会社アサノ設備	愛媛県八幡浜市保内町須川209番地3	平成25年7月1日	特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ専門デイサービス歩	愛媛県西予市宇和町伊賀上50番地1	平成25年7月8日	介護予防通所介護
株式会社トータルコンディショニングサポートJ's	リハビリデイサービスじんの	愛媛県今治市阿方甲441番地6	平成25年7月10日	介護予防通所介護
株式会社訪問看護ステーション笑む	訪問看護ステーション笑む	愛媛県南宇和郡愛南町一本松3375番地3	平成25年7月22日	介護予防訪問看護
株式会社フォローアップ	株式会社フォローアップ	愛媛県宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年7月22日	介護予防福祉用具貸与
株式会社フォローアップ	株式会社フォローアップ	愛媛県宇和島市吉田町立間1番耕地3660番地	平成25年7月22日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社エンジェルハウス	デイサービス紙ひこうき	愛媛県宇和島市三間町戸雁604番2	平成25年7月25日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年 8月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市丹原町明河6号19番、6号268番、6号274番から6号276番まで、6号279番、6号280番、6号282番から6号285番まで、6号286番1、6号718番、6号835番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

明河6号19番・6号275番・6号276番・6号280番・6号835番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第949号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 8月20日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団 済生会西条老人保健施設 いしづち苑	愛媛県西条市朔日市字 榎ヶ坪269番地 1	介護職員初 任者研修課 程	平成25年 8月 7日

○愛媛県告示第950号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 8月20日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

伊予基準寝具株式会社

伊予郡松前町大字出作528番地の1

代表取締役社長 湯浅 宣宏

2 工場の名称及び所在地

伊予基準寝具株式会社

伊予郡松前町大字出作528番地の1

3 特定施設に関する事項

(1) No 7

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり100キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後14日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成した日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	7時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～10 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 280 最大 350
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 95 最大 100

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 10 最大 13

(2) No 8

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり100キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後14日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成した日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	7時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～10 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 280 最大 350
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 95 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 10 最大 13

(3) No 9

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり50キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後14日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成した日	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~10 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 350
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 12	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成14年11月28日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	-		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦12.23メートル 横6メートル 高さ3.62メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり150立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 9.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100	通常 20 最大 30

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 124.0 最大 150.0	通常 124.0 最大 150.0

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1(処理水+雨水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 124.0 最大 150.0

備考 この他に、雨水と工場定休日に金魚池清掃排水を排出する排水口が1ヶ所ある。

○愛媛県告示第951号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(維持管理)の施行を平成25年8月9日認可した。

平成25年8月20日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

○愛媛県告示第952号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(維持管理)の施行を平成25年8月9日認可した。

平成25年8月20日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
立式ホールボディカウンタの購入
- (2) 購入物品名及び数量
立式ホールボディカウンタ 一式（機器一式、土台整備一式、搬入、据付、配線、調整等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成26年 3 月24日（月）
- (5) 納入場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法
入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含んだ価格を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (3) 平成23・24・25年度競争入札参加資格審査申請書の様式第 3 号競争入札に参加を希望する営業種別の詳細の営業種別に「 2 機械器具類」を記載した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）941 - 2111 内線2341

- (2) 入札書の受領期限

平成25年 9 月30日（月）午後 2 時

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダ

ウンロード又は上記⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年 9 月30日（月）午後 2 時

愛媛県庁舎第一別館 3 階災害対策室 A

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 申請書の受付時期

平成25年 8 月20日（火）から平成25年 9 月24日（火）午後 5 時00分まで

- イ 受付場所

上記 3 の⁽¹⁾に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
Whole body counter ,1 set
- (2) Time limit of tender : 2 :00 p .m . ,30th September ,2013
- (3) For further information , please contact : Nuclear Power Safety Division ,Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho ,Matsuyama , Ehime 790 8570 , Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext 2341